

○令和 5 年度資金不足比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、令和 5 年度決算により算出した資金不足比率は次のとおりです。

(単位：％)

| 特別会計の名称          | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------------|--------|---------|
| 水道事業会計           | —      | 20.0    |
| 公共下水道事業会計        | —      | 20.0    |
| 個別排水処理施設整備事業特別会計 | —      | 20.0    |

備考 資金不足を生じなかった会計は、「—」と記載しています。

【資金不足比率】（経営健全化基準※…20.00％以上）

- ・資金不足比率は、公営企業会計において、料金収入に対する赤字額（資金不足額）の割合を示すものです。
- ・令和 5 年度決算においては、対象会計全てが黒字決算であったため、本比率は該当しませんでした。

※経営健全化基準

公営企業の資金不足比率がこの基準を超えてしまうと、「経営健全化団体」とされ、公営企業は「経営健全化計画」を定め、都道府県知事に報告を行い、健全化を進めることとなります。